平成２７年（フ）第４７９号
相模原市緑区西橋本３丁目１番12―103号
破産者　渡邉　慎一
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１３５号
神奈川県座間市小松原２丁目28番３号　ボナールエイトⅡ　102号
破産者　小野田　敦
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３７３号
静岡県掛川市下俣南２丁目21番24号
破産者　本村　都史
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１８号
高知県須崎市吾井郷乙1035番地１
破産者　森光　宣己
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

平成２７年（フ）第６５号
宮崎県延岡市大貫町３丁目710番地４
破産者　中野千穂美
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第９号
新潟県燕市渡部1180番地１
破産者　武内　恵子
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第１７８号
静岡県富士市神谷727番地の７
破産者　菊池　貞壽
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１３９４号
愛知県あま市篠田北長無１番地１　ラ　サルーテ　マーチ　201号、従前の住所名古屋市西区五才美町283番地
破産者　青山　隆典
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５１５号
名古屋市熱田区波寄町４番25号
破産者　久門　智子
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１２５号
大阪府阪南市舞３丁目25番４号、事業所所在地大阪市中央区北久宝寺町２丁目６－１　アンドウ久宝寺ビル
破産者　ワイズ商会こと　牧　　雅弘
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６７７号
大阪市東住吉区杭全６丁目３番23号
破産者　乳久保雅稔
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４０号
大阪市鶴見区今津南１丁目２番36号　ハイツパレオ　205号
破産者　立木　隆博
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４５号
大阪府高石市東羽衣５丁目22番４号、開始決定時の住所大阪府岸和田市中井町２－６－40
破産者　新本　清博
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１０３号
鳥取県境港市幸神町249番地
破産者　宮本幸治こと　李　　幸鎬
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第１５号
鳥取県米子市石井1238番地　特養なんぶ幸朋苑、前住所鳥取県境港市夕日ヶ丘１丁目187番地　県営夕日ヶ丘団地Ｅ棟133
破産者　足立　三郎
法定代理人成年後見人　一般社団法人権利擁護ネットワークほうき
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第３６０号
北九州市若松区西畑町５番31―104号
破産者　小俣　直美（旧姓タブア）
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１７７号
北九州市八幡西区紅梅１丁目10番15号（ＨＳ紅梅Ａ棟）
破産者　原田　勝己
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部